

## 次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
国際基準に準拠した社会保障費用統計の作成等	<p>○ 社会保障費用統計について、OECD基準に加え、財源の国際比較が可能となるEU（ESSPROS）基準に準拠した統計の作成について、EU統計局及び関係府省の協力を得て検討し、提供を開始する。【No.115】</p> <p>○ 社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、社会保障関係費用に関する調査結果の活用や、単価に基づく推計等を検討し、改善を図る。【No.116】</p>
社会保障費用統計を取り巻く状況の変化等	<p>○ 社会保障費用統計は、OECD基準とILO基準に準拠して作成・提供を開始。一方、基幹統計化（2012年）に当たって設置した国立社会保障・人口問題研究所における有識者研究会では、基幹統計化後の課題として、将来的には財源の国際比較が可能なEU（ESSPROS）基準に準拠した作成・提供の在り方についても検討が求められた。</p> <p>○ 地方公共団体の社会保障支出については、本来、国庫補助事業と地方単独事業の双方が計上されるべきであるが、現状では、地方単独事業に関してデータが十分得られないため、国際基準に準拠した総合的な把握には限界がある。国立社会保障・人口問題研究所では、平成27年度より厚生労働科学研究費補助金研究として、地方公共団体の社会保障支出の総合的計上に向けた検討を進めた。</p>
これまでの統計委員会の意見	—
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>&lt;令和3年度統計法施行状況報告（暫定版）&gt;</p> <p>○ EU（ESSPROS）基準に準拠した単年度（平成30年度（2018年度））の試行集計を行い、集計方法等について有識者の意見を聴取して検討を進めた。【厚生労働省】</p> <p>○ 地方単独事業のうち主要な事業は総務省から提供を受けた「社会保障施策に要する経費に関する調査」の活用により決算値の計上が可能となった。地方単独事業として実施される公営住宅家賃対策補助、災害救助費、救急業務費、学校保健等については、上記調査において把握されないうえに未計上又は決算値ではない地方交付税の単位費用に基づく推計値を使用している。これらについては、引き続き、総務省へのヒアリングを行うなど情報収集・検討を進める。【厚生労働省】</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<p>○ 社会保障費用統計のEU（ESSPROS）基準への準拠については、令和4年度（2022年度）に参考表として作成・提供を開始する予定となっていることから、次期基本計画には記載する必要性に乏しいのではないか。</p> <p>○ 地方公共団体の社会保障支出については、国際基準に準拠した総合的な把握に向け、進捗は見られたところであるが、決算値の未計上又は推計値を使用している部分については、引き続き検討を行う必要があるのではないか。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>○ 社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、引き続き情報収集や検討を行い、改善を図る。【厚生労働省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p>
備考（留意点等）	